

入札参加業者の方へ

建設リサイクル法施行に伴い、法第13条及び省令第4条に基づき、工事請負契約書に下記の①から④の4項目について、明記することになっておりますので、入札価格積算に当たり、見積を行っておいて下さい。

なお、予定価格を公表した工事については、入札参加者は工事費内訳書を作成し提示することになっておりますので、申し添えておきます。

※見積項目

- ①分別解体の方法
- ②解体工事に要する費用
- ③再資源化等をするための施設の名称及び所在地
- ④再資源化等に要する費用

項目	受注者側が見積を行う内容
① 分別解体 の方法	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 機械併用の作業 いずれかの方法をチェックする(別紙2—(2)参照)
② 解体工事 に要する 費用	別紙2—(2)・(3)を参考に見積を作成する 対象工事費 ・構造物の取壊費用 ・現場から搬出するための積み込み作業の費用 全ての建設資材の品目の合計の費用 _____ 円 直接工事費(税抜き)
③ 再資源化 等の施設 名称	実際に再資源化の処理を考えている施設 ・該当する <u>特定建設資材</u> の品目毎の処理を受け入れる施設の名称 ・複数でも可
④ 再資源化 等の費用	別紙2—(2)・(3)を参考に見積を作成する 対象工事費 ・再資源化に要する費用 ・廃棄物の運搬費用 該当する <u>特定建設資材</u> の品目の合計の費用 _____ 円 直接工事費(税抜き)
備考	建設リサイクル法に定める特定建設資材は下記4品目 ・コンクリート ・コンクリート及び鉄から成る建設資材 ・アスファルト ・木材 この4品目を廃棄物として処分する時は、建設リサイクル法により、分別解体・再資源化等が義務付けられている。 請負工事契約金額が500万円以上(税込)の工事が対象となる。